資料3

# 事務局説明資料

2023年1月17日 内閣府 知的財産戦略推進事務局

### 本検討会におけるゴール

資家との乖離

開示が投資に結び付く道筋の必要性

知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの推進強化に向け、知財・無 形資産ガバナンスガイドラインの普及・促進・改訂等の方策検討

	現状
コムニーヘー~ヽ ハーゲローフィ	%F I I A = I

(「前回検討会での主なご意見」及び「本検討会以外での有識者意見」に基づき整理)		
意見概要	意見を踏まえた現状認識	
<ul> <li>形式的なコンプライが多い</li> <li>非製造業の知財・無形資産に対する理解不足</li> <li>具体的な活動イメージの理解不十分</li> <li>特許以外の知財・無形資産の理解不足のおそれ</li> <li>企業価値向上と結び付けた説明の難しさ</li> <li>経営者と投資家の関心のずれ</li> </ul>	企業が知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行・開示・ガバナンスについての <u>意義(企業価値向上への貢</u> 献)を理解していない(自社は対象外と誤解している場合も含む)。	
<ul> <li>自社の開示に対する投資家評価が不明</li> <li>企業の開示・ガバナンスに対するモチベーションを高める 仕組みの必要性</li> <li>企業の将来に対する経営トップのコミットの重要性</li> <li>対話の効果等の明確化の必要性</li> <li>対話における投資家の評価検証に関するロジックの可</li> </ul>	企業が知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行・開示・ガバナンスについての <u>意義は理解しているが</u> 、知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行・開示・ガバナンスの <u>取組み方が分からない</u> 。	
<u>視化</u> • 時間軸のずれを合わせる必要性	企業が知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行・ 開示・ガバナンスについての意義を理解し、知財・無形資産	

カ構築・実行・ 開示・ガバナンスについての<u>意義を理解し、</u>知財・無形資産 企業価値創出に対する現状評価についての企業と投 の投資・活用戦略の構築・実行・開示・ガバナンスの取組み 方も分かるが、動機付けがない。

# 【第12回検討会資料再掲】 現状認識、課題仮説と施策仮説

現状認識	課題仮説	施策仮説		
意義を理 解していな い	<ul> <li>企業が知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行について、見える化し、投資家や金融機関から適切に評価され、企業価値が向上し、更なる知財・無形資産の投資に向けた資金調達につながるというメカニズム(知財・無形資産の投資・活用促進メカニズム)の重要性が理解できていない。</li> <li>知財を特許等の知財権と狭く捉えているため、非製造業では、自事業との関係性が低いものと理解しており、製造業では、特許以外の知財・無形資産の重要性を理解していない。</li> </ul>	<ul> <li>開示・対話結果の企業側の行動変容がもたらす企業側が享受する具体的なメリット・経路等のイメージと例の提示</li> <li>知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行・開示・ガバナンスの結果、企業評価、資金調達、人事評価に成功している事例の提示</li> </ul>		
	・ 知財・無形資産ガバナンスガイドラインの公表前に存在していた他の非財務情報開示フレームワーク(国際的な開示フレームワーク含む)との繋がり、関係が分からないと知財・無形資産ガバナンスガイドラインを利用しにくい。	価値協創ガイダンス2.0との関係性の明確化     他の非財務情報開示フレームワークに対する本ガイドラインの位置づけの明確化(例:TCFD提言等の4つの要素である「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」と知財・無形資産ガバナンスガイドラインとの対応関係の明確化)		
取組み方 が分からな い	・ 知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行・開示・ガバナンスに関して、企業側の思考構造、論理体系と投資家側の思考構造、論理体系とが理解しあえていない。	<ul> <li>投資家から評価される企業の知財・無形資産の投資・活用戦略の開示・ガバナンス例の提示(価値協創ガイダンス2.0やTCFD等のフレームワークの反映に準拠した有効な開示の仕方の提示)</li> <li>企業の開示情報について投資家が高い評価を与える際の着眼点、対話の際に投資家が重視する着眼点の提示</li> <li>企業評価の際及び対話の際の投資家と企業の思考構造(ロジックツリー)のギャップの提示(企業価値創造ストーリー逆算型視点の投資家とプロダクトアウト型視点の企業の違い等を踏まえたギャップの提示)</li> <li>企業価値創造ストーリー逆算型の戦略構築・実行管理を担保する社内ガバナンスの有効な姿(取締役会の具体的な関与方法)とそれを補完する社内の執行側のガバナンスの評価軸から捉えた知財・無形資産の投資・活用戦略の説明</li> </ul>		
	• 非製造業を含めて、知財・無形資産ガバナンスガイドラインの 存在及び内容の認知が不十分。	・ 知財・無形資産ガバナンスガイドラインのセミナー等での説明		

## 【第12回検討会資料再掲】 現状認識、課題仮説と施策仮説

現状認識	課題仮説	施策仮説
動機付けがない	・ 知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行・開示・ガバナンスを行うとしても自社に具体的なメリット(例:投資家や第三者から評価されること)が少なく、当該戦略の構築・実行・開示・ガバナンスを行わない(例:形式的な情報開示だけする)としても自社に具体的なデメリット(例:投資家との対話でマイナス評価の指摘と改善しない場合の投資ポートフォリオからの除外や取締役選任の反対)がない。	・企業の開示や投資家の対話を第三者が評価する仕組み・知財・無形資産に関する銘柄・INDEXの創設

【第16回検討会】企業の開示・対話・ガバナンスが評価される観点など (第16回検討会での主なご意見から)

第16回検討会での主なご意見等を踏まえると、投資家の目線から企業の開示・対話・ガバナンスが評価される観点や地域金融機関にとって有用な観点については、大きく次のものが挙げられる。

- 企業は、タイムラグを踏まえたROIC逆ツリーを作る過程を最も重視し、自ら考えることが重要 例えば、自社の知財・無形資産の投資が、どの程度のタイムラグ(例えば、8年や10年)で、どのように ROIC向上に貢献してきたかという説明になるようなROIC逆ツリーを自ら考えて作る過程は、自社の価値 創造メカニズムを把握する上でも、極めて価値があり、重要である。
- **企業は、スタートアップ等との連携を価値あるものとして促進させるガバナンスに取組むことが重要** 例えば、成果や知財の取扱い等の契約実務面での遅延により、価値ある連携の機会損失等を避けるべく、連携する者同士の目指すべき姿、互いの強みを分かり合い、互いの強みをつなげることができるかという 総合的な判断のもとに連携を開始する等の企業のガバナンスとして取り組むことが重要。
- <u>地域金融機関は、知財専門家のサポートも受け、知財・無形資産の観点から企業の強みを棚卸し、</u> 精緻なコンサルティングや融資を実現させることが有用

例えば、現在の企業自体の強みを知財・無形資産という形で見える化しつつ、取引先顧客の強みを分析、理解し、提案内容を考えるコンサルティング業務を行い、結果として融資が必要であれば事業性評価も行い、適切に融資を付けていくことは有用。

【第17回検討会】企業の開示・対話・ガバナンスが評価される観点、企業と投資家との対話・エンゲージメントを促進させる観点(第17回検討会での主なご意見から)

第17回検討会での主なご意見等を踏まえると、企業の開示・対話・ガバナンスが評価される観点や企業と 投資家との対話・エンゲージメントを促進させる観点については、大きく次のものが挙げられる。

● 企業は、企業価値を顕在化するために、知財・無形資産の活用に関連して、ESG評価機関の評価の 着目点を把握し、ポイントを開示することが有用

パッシブ運用を含めた投資家がESG評価機関のデータや評価を利用していることを踏まえると、ESG評価機関のデータや評価の着目点を把握することは有益と考えられる。例えば、企業の知財・無形資産活用のうち、ESGのうちのEとSへの対応が優れている場合は高く評価され、スクリーニングされる可能性があるので、ポイントを開示することが有用。

**〔第18回検討会追記〕**一方、ESG評価機関でのリスク等のスクリーニングに加え、企業の長期的なSXへの貢献度を図っていく定性的・定量的な評価を機関投資家・金融機関がESG評価機関等に対してリードしていくことも重要。

- 企業は、投資家が特に重要と考える問に対して「知財・無形資産の強み」を使い回答できることが重要 例えば、自社の事業が成長性が低いが資本収益性(ROIC)が高い場合、「現在の(優位な)利益率 は維持可能か」「成長可能性はあるか」といった投資家からの問に対して、知財・無形資産の価値化(ビ ジネスモデル化)の方法・考え方に触れながら回答できることが、知財・無形資産と企業価値向上をつな ぐことになり、投資家との対話を促進させる。
- **企業は、英語での開示を含め、外国人投資家に対するアプローチを検討し、実践していくことが重要** 企業価値をさらに高める上において、外国人投資家に対してのアプローチは重要である。例えば、外国人投資家に対して、英語での開示を含め、企業変革ストーリーなど自社の魅力が伝わる開示・発信・対話を検討し、実践していくことが重要。

### 【第17回検討会資料再掲】

企業と投資家の思考構造のギャップを埋めるための説明のポイント(案)

これまでの議論を踏まえ、投資家側の多様性(例:パッシブ・アクティブ等の投資運用戦略の違い)や企業の多様性(例:企業規模・業種等)に寄らず、知財・無形資産投資について、投資家の視点で、投資家が評価する「価値」とつなげた説明が求められる。

その際、具体的には、経営者が自ずから、自社の経営戦略等に応じ、知財・無形資産投資を ①全体戦略や経営改革と繋がるストーリーの中で説明する ②具体的な企業価値向上のKPIとつなげて説明する ③企図する因果パスの中で説明する 等の必要性があるのではないか。

**(1)** 

**(2**)

(3)

### 投資家からの問い (投資運用戦略の違い問わず)

経営上の必須課題としての企業変革への道筋の説明

企業価値につながる知財・無形資産の位置づけの説明

「どのように狙いを達成できるのか?」という問いにかかる 信頼感ある具体的な説明

### 経営者が説明すべきポイント(案)

### ストーリー(企業変革への道筋)

知財・無形資産投資を、全体戦略や経営改革と繋がるストーリーの中に位置付け、キャピタルアロケーションとして、自社の戦略を成立させる重要な要素として示し、Unlock Valueに寄与

### │ ROIC逆ツリー(繋がり・進捗検証)

「アセット」としての知財・無形資産や、それを生み出す「組織能力」と、利益率の向上や企業価値(PER等)の関係を細づけて示す

### 企図する因果パス(ロジック)

知財・無形資産による製品・サービスの独自性・優位性・ 持続可能性について、トラックレコード等も踏まえ、関係性 をもって語る

### これまでの議論を踏まえた改訂版の方向性(問題提起・総論レベル)

今回の改訂においては、**問題提起の箇所にて、Ver.1で確認された「投資家・企業の思考構造のギャップ** を埋める」という改訂そのものの目的への対応 および 伊藤レポート3.0で示されたサスティナビリティ・トラ ンスフォーメーション(SX)に向けた反映を実施したい。

これを通じ、幅広い投資家に対し、企業の知財・無形資産投資を適切に対話・評価することを促すとともに、 「日本株式会社」の全体のSXを成長機会と捉えるパッシブ投資家も含む幅広い投資家に対して、知財・無 形資産投資の必要性およびこれら開示・対話の重要性を共有することに繋がるのではないか。

### 知財・無形資産ガバナンスガイドライン(Ver.1)

問題提起:

日本企業における競争力の源泉たる無形資産投資の不足、企業価値向上に繋がる知財活用の不足

・普及に向けた課題

知財・無形資産投資に関して、投資家・企業の思考構造のギャップを埋めるための開示・対話および ガバナンスの在り方が特定・共有されていない

伊藤レポート3.0(2022年8月)

価値協創ガイダンス2.0 (2022年8月)

サスティナビリティ・トランスフォーメーション(SX)実践

SX実現のための包括的フレームワーク



- 問題提起(Ver.1に加え):
  - 企業・社会のSXの実現に向けた知財・無形資産ガバナンスの必要性
- アップデートのポイント

投資家・企業の思考構造のギャップを埋める共通言語と、SXの達成も見据えた知財・無形資産に係る 開示・対話・ガバナンスの在り方の提言

### 参考:伊藤レポート3.0における「SX」の定義(同レポート抜粋)

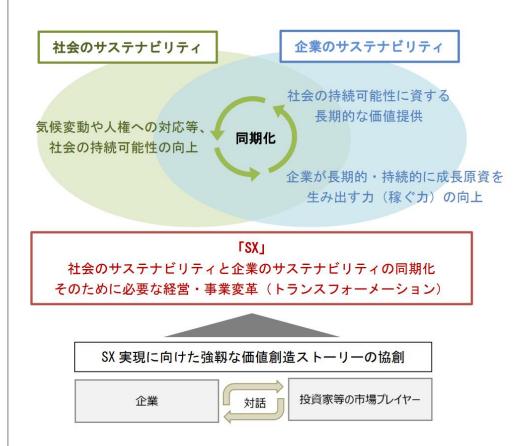
### SX(サステナビリティ・トランスフォーメーション)

「SX (サステナビリティ・トランスフォーメーション)」 とは、社会のサステナビリティと企業のサステナビリティを 「同期化」させていくこと、及びそのために必要な経営・事 業変革 (トランスフォーメーション)を指す。

社会のサステナビリティと企業のサステナビリティの同期化 とは、企業が社会の持続可能性に資する長期的な価値提供を 行うことを通じて、社会の持続可能性の向上を図るとともに、 自社の長期的かつ持続的に成長原資を生み出す力(稼ぐ力) の向上と更なる価値創出へとつなげていくことを意味する。

「SX」は企業による努力のみでは達成されない。「SX」の実現のためには、企業、投資家、取引先など、インベストメントチェーンに関わる様々なプレイヤーが、<u>持続可能な社会の構築に対する要請を踏まえ、長期の時間軸における企業経営の在り方について建設的・実質的な対話を行い、それを磨き上げていくことが必要となる。</u>

気候変動や人権などのサステナビリティ課題の多様化、これらを含む様々なルール環境の変化、サイバーセキュリティ等の経済安全保障関連課題の顕在化など、複雑化する事業環境の中で持続的な競争優位を確保していくため、SXの実現に向けた強靱な価値創造ストーリーの協創と、その実装が期待される。

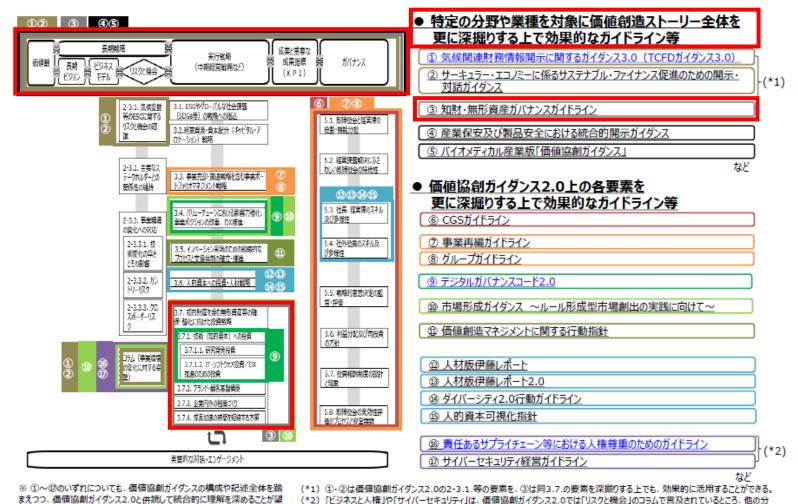


出所:伊藤レポート3.0

https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220831004/20220831004-a.pdf

### 参考:価値協創ガイダンス2.0 と他のガイドライン等との関係図(2022年8月時点)

現在、知財・無形資産ガバナンスガイドライン(下記の関係図中の③)と知財価値協創ガイダンス2.0 との関係については、次のように、価値協創ガイダンス2.0 の全体、「3.7 知的財産を含む無形資産等の確保・強化に向けた投資戦略」との関係(下記の赤枠部分)が示されている。



築段階でもゆ・砂を活用することが望ましい。

野と同様に、リスクと機会の分析を踏まえてどのように長期的な価値創造につなげていくかを検討する観点から、「実行戦略」の構

出典:経済産業省HP「価値協創ガイダンス2.0と他のガイドライン等との関係図」を基に事務局にて加丁

ましいが、本図では、①~②のそれぞれにつき、特に関連が深い価値協創が

イダンス2.0 トの項目等を明示する観点から、相互の関係性を整理している。

### これまでの議論を踏まえた改訂版の方向性(各原則レベル)

ガイドラインVer.1において示した「原則(プリンシプル)」の5点は否定されないが、今回の議論を通じた改訂においては、各原則などVer.1の柱は維持されるものの、単なる修正ではなく「超えて包む」ような改訂が求められると考える。

### Ver.1の項目とVer.2の方向性の整理

# Ver.1の項目 Ver.2で求められる視点 原則1 価格決定力・ゲームチェンジ 最終的なアウトプットとしての「成果」を得るための企業における 行動変化に結び付いているか 原則2 資本配分(Capital Allocation)としての知財・無形資産投資が、最終的に稼ぐ力や競争力・中長期的成長に向けた事業ボートフォリオ変革に結びついているか 原則3 ロジック/ストーリー As isとTo Beを結び付ける実行戦略のロジックの説得力(差別性に基づく長期戦略の策定・ビジネスモデルの構築とその実践)

原則4

ガバナンス構築

知財・無形資産投資が取締役会等のレベルで、**原則1・2を意識して実施されていることを定点観測し、開示・対話を続ける枠組み**があるか

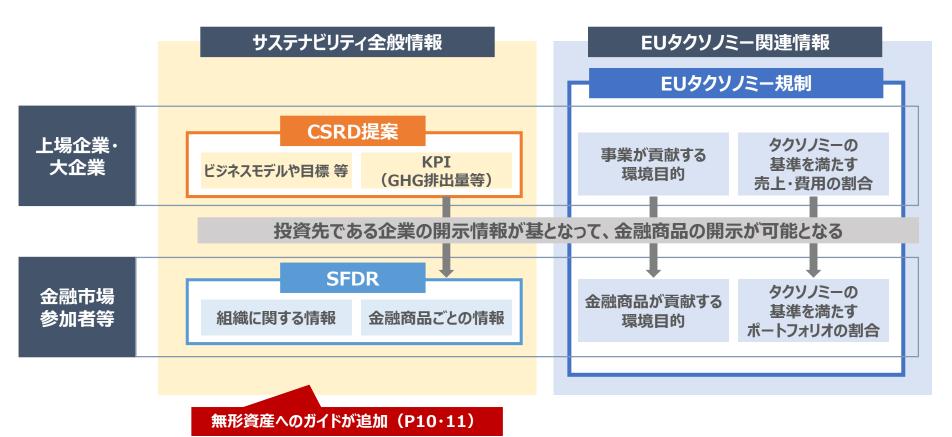
原則5

投資家・金融機関による「中 長期視点での投資」の評価・ 支援 投資家の多様性に対する理解、株式所有構造の変化(パッシブ化、アクティビズムの台頭)、企業・社会のサステナビリティ・トランスフォーメーション(SX)への対応の不足(評価基盤の未整備等含む)

### 参考:EUのサステナビリティ情報開示に関する法規制の概要

欧州において、サステナビリティ情報開示について政策立案が進み、①タクソノミー規則、②金融機関に対するサステナビリティ情報開示規制(SFDR)③CSRDの大きく3つの法規制が柱となっている。

### EUのサステナビリティ情報開示に関する法規制の概要



公認会計士協会(2021)「EUにおけるサステナビリティ情報開示に関する法規制導入の概要」に基づき、事務局作成

### 参考:知財・無形資産ガバナンスに関する欧州の動向①(欧州CSRDの改正案)

欧州委員会は、EUの持続可能性報告の枠組みである非財務情報開示指令(NFRD)の内容を更新・強化した法規制として企業持続可能性報告指令(CSRD)案を2021年4月に提案、2022年11月に欧州議会および理事会によって最終承認を受け法制化が決まった。

法制化が決まったCSRD案においては、無形資産情報開示はサスティナビリティに関する報告の一部であるべきとされ、その無形資産は「企業のビジネスモデルが根本的に依存し、企業の価値創造の源泉となる資源」「企業のビジネスモデルが無形資産にどのように依拠し、どのように無形資産が企業の価値創造の源となっているかを説明 | 等が求められている。

### 【2022年12月16日付 企業持続可能性報告指令(CSRD)に関する欧州議会官報より作成】

- CSRDの開示規定における知財無形資産に関連する改正内容
- ・ 第1章 (対象企業のスコープ、定義、カテゴリー) の第2箇条 (定義) において、無形資産に関する定義が追加。
  - (19) "key intangible resources" means resources without physical substance on which the business model of the undertaking fundamentally depends and which are a source of value creation for the undertaking;

(「重要な無形資産」とは、<u>企業のビジネスモデルが根本的に依存</u>し、企業の価値創造の源泉となる物理的実体のない資源を意味します。)

・ 第5章(マネジメントレポート)の第19箇条(マネジメントレポートの内容)に無形資産の開示を促す旨のサブパラグラフが追加。

'Large undertakings, and small and medium-sized undertakings, except micro undertakings, which are publicinterest entities as defined in point (a) of point (1) of Article 2 shall report information on the key intangible resources and explain how the business model of the undertaking fundamentally depends on such resources and how such resources are a source of value creation for the undertaking.';

(第2条の(1)の(a)で定義されている公益団体である大規模な事業体、および中小企業 (零細事業体を除く)は、主要な無形 資源に関する情報を報告し、また、企業のビジネスモデルが無形資産にどのように依拠し、どのように無形資産が企業の価値創造の源 となっているかを説明しなければなりません。)

出所: Official Journal of the European Union (2022) DIRECTIVE (EU) 2022/2464 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 December 2022 amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting (Text with EEA relevance)

12

### 参考:知財・無形資産ガバナンスに関する欧州の動向②(欧州SFDR)

欧州委員会が定めるSFDR (Sustainable Finance Disclosure Regulation)は、金融市場の参加者等に向けた持続可能性に関する情報開示を求める規制であり、金融商品の分類ごとに必要な開示がが求めらる。

特に今後は、ESGに関するデータをポイント化し総合的に判断する手法による商品から、環境や社会への効果についての厳密な数値化や達成方法への説明がなされている商品が投資家によってより求めらうる所であり、投資家は企業のESG対応の「具体的な中身」まで注目している。

### SFDRで定められた 金融商品区分

### 具体的な商品例と投資手法

### 根拠となる条項

一般的な金融商品

サステナブルなポリシーの公表とどまる 商品等

#### 第6条

持続可能性リスクの統合の透明性 Transparency of the integration of sustainability risks

環境または社会を 促進する商品 (ライト・グリーン)

- ESG評価ポイントにより総合的に企業を 評価する手法を用いた商品等
- •環境・社会に貢献する一方で、サステナ ブル投資の要素は満たさない投資

### 第8条

環境または社会的側面の促進に関する 契約前の開示 Transparency of the promotion of

Transparency of the promotion of environmental or social characteristics in pre-contractual disclosures

金融商品に 関する項目 (第6条〜第 11条)

サスティナブル投資 を目的とする商品 (ダーク・グリーン)

- 環境や社会への効果のより厳密な数値化 や数値の達成方法についての説明が具体 的に示されている商品等
- 環境又は社会の目的に貢献し、他の目的 に重大な負の影響を及ぼさず、投資先企 業が適切なガバナンス慣行を有している 投資

### 第9条

持続可能な投資の促進に関する 契約前の開示

Transparency of sustainable investments in pre-contractual disclosures

出所: Official Journal of the European Union (2019) "REGULATION (EU) 2019/2088 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 November 2019 on sustainability-related disclosures in the financial services sector (Text with EEA relevance)

# 本日議論をしていただきたいこと

本日の事務局説明を踏まえ、以下の点についてご議論頂きたい。

- 改訂版ガイドラインの方向性、骨子案について
  - ① 今回の改訂では、Ver.1と比較し、<u>原則①~⑤自体の変更は実施しないものの、これら原則が投資家・企業の共通言語として機能</u>すべく、ここまで議論を進めた「経営変革へのストーリーの提示」「ROIC逆ツリー」「企図する因果パス」等について、アウトプットの型を含む形で改訂を行いたいが、妥当であるか。
  - ② 今回の改訂では、企業・投資家の共通言語の在り方、幅広い投資家にも伝えるメッセージとして、<u>Ver1.0公表後の課題、それに対する解決施策を記載するとともに、近年の潮流を受け今後求められることを追記するという</u>、次の構成としたいが、妥当であるか。また、これまでの検討会における議論を反映した内容となっているか。
    - ▶ 「企業に期待される行動」の明確化
    - ▶「知財・無形資産の投資・活用を通じた企業価値向上に向けた企業と投資家等との協創の深化」の必要性と共通言語の在り方の明確化
    - 「投資家・金融機関等に期待される行動」の明確化
    - ▶ 「企業・社会のSX(サスティナビリティ・トランスフォーメーション)への対応」
  - ③ 今回の改訂では、上記「経営変革へのストーリーの提示」「ROIC逆ツリー」「企図する因果パス」等の内容は、 次のどちらの場面に深く関係するものとして強調すべきか。
    - ▶ 先ず企業の行動が必要とされる趣旨を踏まえ「企業に期待される行動」の項目において、企業が戦略を検討、構築する場面(改訂版ガイドラインの骨子案の2. (1)の項目)
    - ⇒ 今回の改訂タイトルの趣旨を踏まえ「企業と投資家等との協創の深化」の項目において、企業と投資家が 対話する場面(改訂版ガイドラインの骨子案の3. (2)の項目)
  - ① (上記論点①も踏まえ)「企業・社会のSX」を考慮した際に、求められうる記載内容等はどのようなものがあるか。特に、サステナブルファイナンスの場面や、パッシブ投資家("日本株式会社"としてのSXの達成)において知財・無形資産投資が果たしうる役割について、どのように内容に織り込み、示すべきか。

# 今後の検討の進め方(現時点の見込み)

第11回(6月27日)

▶ 知財・無形資産ガバナンスガイドラインを踏まえた取組、知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関する 取組の好事例、知財・無形資産ガバナンスガイドラインの周知方策

第12回(9月7日)

▶前回の議論の振り返り、今後の検討会における検討施策について

▶投資家の目線から企業の開示・対話ガバナンスが評価される観点について~投資家と企業の思考構造(ロジックツリー)の 突合せのために~①

第13回(10月7日)

▶投資家の目線から企業の開示・対話ガバナンスが評価される観点について~投資家と企業の思考構造(ロジックツリー)の 突合せのために~②

第14回(11月2日)

▶企業と投資家の対話イメージ化について

第15回(11月22日)

♪企業と投資家の思考構造のギャップについて①

第16回(12月5日)

▶大企業からの経営アセット提供、中小企業事例等について

第17回(12月19日)

企業と投資家の思考構造のギャップについて②知財・無形資産の投資・活用促進メカニズム全体について

第18回(1月17日)

▶改訂版ガイドラインの方向性、骨子案について

第19回(1月下旬から2月上旬(P))

▶ガイドラインの改訂案

第20回(2月14日)

▶ガイドラインの改訂案 (⇒パブリックコメント)

▶普及促進の取組みについて

第21回(3月下旬(P))

★ガイドラインの改訂案(パブリックコメント後)

各回において、適宜、委員の方々、外部の

方からの発表を予定しております。